



島根県報

平成24年12月21日（金）

号外 第 175 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

（雇 用 政 策 課） 2

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（建 築 住 宅 課） 5

公布された条例等のあらまし

◇島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則（規則第94号）

1 規則の概要

技術校における各訓練科の教科及び設備の概要を定めることとした。（第2条・別表関係）

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第95号）

1 規則の概要

- (1) 島根県営住宅条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定及び引用する条項の整備（第1条の2・第1条の3・第28条—第30条関係）
- (2) その他規定及び様式の整備

2 施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第94号

島根県立高等技術校規則の一部を改正する規則

島根県立高等技術校規則（昭和45年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「訓練科」の次に「、教科及び設備の概要」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

| 技術校名 | 訓練課程 | 訓練科 | 教科の概要 | 設備の概要 | 訓練生定員 | 訓練期間 |
|-------------|------|--------|--|---|-------|------|
| 島根県立東部高等技術校 | 普通課程 | 美容科 | 美容技術理論 美容実習 その他美容科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他美容科の訓練を適切に行うことができると認められる設備 | 20人 | 2年 |
| | | 自動車工学科 | 自動車の構造及び性能 自動車整備実習 その他自動車工学科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及び | 教室 実習場 その他自動車工学科の訓練を適切に行うことができると認められる設備 | 15人 | 2年 |

| | | | | | |
|------|------------|---|--|-----|----|
| | | これに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | | | |
| | 住環境・土木科 | 測量学 配管施工実習 その他住環境・土木科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他住環境・土木科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 10人 | 2年 |
| | ものづくり機械加工科 | 機械工作法 機械工作実習 その他ものづくり機械加工科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他ものづくり機械加工科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 10人 | 1年 |
| | Webデザイン科 | コンピュータ概論 画像処理実習 その他Webデザイン科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他Webデザイン科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 10人 | 1年 |
| 短期課程 | 建築科 | 建築構造 工作実習 その他建築科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他建築科の訓練を適切に行うことができると認められる設備 | 15人 | 1年 |
| | ハウスアート科 | 建築製図 左官施工実習 その他ハウスアート科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他ハウスアート科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 10人 | 1年 |

| | | | | | | |
|-------------|------|----------|--|---|------------|----|
| | | 介護サービス科 | 労働習慣 就業課題克服訓練 その他介護サービス科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他介護サービス科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 10人 | 1年 |
| 島根県立西部高等技術校 | 普通課程 | OAシステム科 | 情報概論 OA実習 その他OAシステム科の訓練に係る将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他OAシステム科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 10人 | 1年 |
| | 短期課程 | 建築科 | 建築構造 工作実習 その他建築科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他建築科の訓練を適切に行うことができると認められる設備 | 10人 | 1年 |
| | | 事務ワーク科 | 品質管理 OA実習 その他事務ワーク科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他事務ワーク科の訓練を適切に行うことができると認められる設備 | 10人（延べ20人） | 6月 |
| | | 機械加工・溶接科 | 溶接法 機械加工実習 その他機械加工・溶接科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められる教科 | 教室 実習場 その他機械加工・溶接科の訓練を適切に行うことができると認められる設備 | 10人 | 1年 |
| | | 総合実務科 | 社会人の基礎的素養 現場実習 その他総合実務科の訓練に係る職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認 | 教室 その他総合実務科の訓練を適切に行うことができると思われる設備 | 5人（延べ10人） | 5月 |

| | | | | | | |
|--|--|--|--------|--|--|--|
| | | | められる教科 | | | |
|--|--|--|--------|--|--|--|

備考 校長は、特に必要があると認めるときは、訓練期間を短縮することができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第95号

島根県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

島根県営住宅条例施行規則（昭和37年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第6条第2項第2号」を「第6条第1項第2号ア(ア) a」に改める。

第1条の3中「第6条第2項第3号」を「第6条第1項第2号ア(ア) b」に改める。

第27条第1項の表中「第5条」の次に「、第6条第3項及び第4項」を加える。

第28条の見出しを「（県営住宅連絡員）」に改め、同条第1項中「住宅管理人」を「県営住宅連絡員」に、「管理人」を「連絡員」に改め、同条第2項中「管理人」を「連絡員」に改める。

第29条中「管理人」を「連絡員」に改める。

第30条中「管理人に」を「連絡員に」に、「管理人手当」を「連絡員手当」に改める。

様式第27号備考2及び3(2)中「第51条第3項及び第4項」を「第51条第3号又は第4号」に改める。

様式第30号中「第21条第1項」を「第21条」に改める。

様式第31号中「第20条」を「第22条第1項」に改め、同様式備考2及び3(2)中「第51条第3項及び第4項」を「第51条第3号又は第4号」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第27条、様式第27号、様式第30号及び様式第31号の改正規定は、公布の日から施行する。